

消防予第 277 号
平成 29 年 8 月 30 日

各都道府県知事
各指定都市市長] 殿

消防庁長官

平成 29 年秋季全国火災予防運動の実施について

本年の秋季全国火災予防運動については、平成 29 年 11 月 9 日から 15 日までの 7 日間にわたり、別添「平成 29 年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進のため、特段の御配慮をお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

別添

平成 29 年秋季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（平成 29 年度全国統一防火標語）

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

3 実施期間

平成 29 年 11 月 9 日（木）から 11 月 15 日（水）までの 7 日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

5 重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防炎品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進
- キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
- イ 火災予防広報の実施

ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行

エ 火気取扱いにおける注意の徹底

オ 工事等における火気管理の徹底

(3) 放火火災防止対策の推進

ア 放火火災に対する地域の対応力の向上

イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 防火管理体制の充実

イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底

ウ 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の促進

エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底

オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

キ 表示制度及び公表制度の取組の推進

ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底

コ 飲食店における防火安全対策の徹底

サ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア 催しを主催する者に対する指導

イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導

ウ 火気器具を使用する屋台等への指導

エ 照明器具の取扱いに係る指導

6 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実

情に応じた運動を展開することにより、効果的に火災予防思想の普及を図ることができる
ものと考えられる。

(1) 地域における防火安全体制の充実

ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実

イ 女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織の整備充実

ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア 過去の大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ 火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた震災時の出火防止対策等の推進
- ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進
- エ 震災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

(4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
- イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ウ 電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底

(5) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

7 実施要領

別紙「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」に関する広報及び放火火災防止対策戦略プランの活用並びに、次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的と考えられる。

(1) 消防庁の実施事項

- ア 関係省庁・関係団体への協力依頼、各都道府県への本運動の周知
- イ 各種メディアや広報媒体を通じた広報

(2) 都道府県が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項

- ア 関係部局・関係団体への協力依頼、各市町村への本運動周知
- イ 各種メディアや自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報

(3) 市町村が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項

- ア 関係部局・関係団体への協力依頼
- イ 自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報や、その他各種媒体を積極的に活用した広報
- ウ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等の各団体や福祉関係団体等との連携
- エ 各種消防訓練、住宅防火診断（訪問診断）、催し物等の実施

別紙

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

－3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。